

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 島根県情報公開条例
根 拠 条 項 : 第6条第1項
処 分 の 概 要 : 公文書の公開請求
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会、島根県警察本部長
法 令 の 定 め : 島根県情報公開条例第6条第2項 (公開請求の方法)、第7条 (公文書の公開義務)、第9条 (公益上の理由による裁量的公開)、第10条 (公文書の存否に関する情報)、第17条 (他の法令等による公開の実施との調整) 及び第38条 (適用除外)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 島根県情報公開条例第12条及び第13条に規定
申 請 先 : 島根県警察情報公開センター及び各警察署情報公開窓口
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部警務部広報県民課
備 考 :

島根県公安委員会及び島根県警察における情報公開条例審査基準

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長（以下「実施機関」という。）が行う公文書の公開・非公開の決定の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の公開請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

この審査基準で示した具体例は、飽くまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本的事項

1 公開・非公開の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の行う諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、条例第7条の規定の適用により非公開とされる情報であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に公開ができることとされている（条例第9条）。

2 非公開情報の取扱い

条例は、第7条で、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、公開してはならないこととなる。公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、部分公開（第8条）の問題である。

3 非公開情報の類型

条例第7条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。

また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号ただし書の情報に該当するため同号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開とすることはあり得る。したがって、ある情報を公開する場合は、条例第7条の各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することとする。

4 条例第7条各号の「公開すること」

条例第7条各号で用いられている「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例の規定では、請求の理由や公開を受けようとする公文書の利用目的を問われずに公開請求ができることから、公開請求者に公開するということは、何人も公開された情報を知り得ることが可能であるということの意味する。したがって、第7条の各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者に公開することによって生ずるおそれだけでなく、「公開することにより」生ずるおそれがあるか否かを判断することとする。

5 非公開情報該当性の判断の時点

個々の公開請求における非公開情報該当性は、公開決定等の時点で判断することとする。

その理由は、非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものだからである。

このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。

一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。

6 公文書公開請求書に形式上の不備があると認める場合の補正及び請求の却下

公文書公開請求書に氏名、住所等必ず記載しなければならない事項が記載されていない場合又はこれらの記載が不十分である場合のほか、請求しようとする公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であって、その特定が困難である場合等、形式上の不備があると認めるときは、形式上の不備を補うための加筆、訂正及び新たな文書の提出等による補正を求めることとする。

また、公文書公開請求書の補正を求めるに当たって定めた期間（標準として21日間）を経過しても、請求者が不備な部分を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、当該請求を却下することとする。

第2 非公開情報の基準

法令秘情報（条例第7条第1号）

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により公開することができない情報

（趣旨）

この号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公開とすることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示」とは、地方自治法第245条第1号「へ」の指示などにより、県がこれに従わなければならない法的拘束力のあるものをいう。
- 3 「公開することができない情報」とは、法令等の規定で明らかに公開してはならないことが定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的からみて公開できないと明らかに判断される情報をいう。

個人情報（条例第7条第2号）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公開することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（趣旨）

- 1 この号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。
- 2 個人のプライバシーの概念は抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は非公開とすること、また、個人識別性のある部分を除いてもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであ

ることを定めたものである。

- 3 この号ただし書は、個人に関する情報であっても、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のない情報、公益上の必要性から公開することが認められる情報、公務員等の職務遂行に関する情報については、例外的に公開しなければならないことを定めたものである。

(解釈)

- 1 「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

なお、「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」のは、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、プライバシー保護の問題ではなく次号(法人等情報)において判断するためである。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係がないもの(家庭状況等)は、この号により公開の可否を判断する。

- 3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報」とは、特定の個人が当該情報から直接識別され、又は識別され得る場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、又は識別され得る可能性があるものについても、個人識別情報として非公開情報とする。

- (1) 組合せの対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、条例の規定では、請求の理由や公開を受けようとする公文書の利用目的を問われずに公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

組合せの対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することとする。

- (2) 厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

4 「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等を除いても、公開することが個人の財産権その他正当な利益を害するおそれのあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報をいう。

5 ただし書アについて

(1) 「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令等（法律、政令、省令その他の命令及び条例の規定）により何人でも閲覧等を行うことができる定められた情報をいい、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まない。

なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱う。

(2) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、従来慣行として公にされ、又は公開請求のあった時点においては公開されていないが、将来公表することが予定されており、かつ、今後公表しても問題のない情報であり、次のようなものである。

ア 当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

イ 当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報

ウ 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報

(3) 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4) 「公にすることが予定されている」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例公にされるものも含む。

6 ただし書イについて

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

非公開情報該当性の判断に当たっては、公開することの利益と公開されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公開することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害されるがい然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重に検討をすることとする。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的公開の規定（条例第9条）により図る。

7 たゞし書ウについて

(1) 「公務員等」とは、国家公務員法及び地方公務員法に規定されるすべての公務員並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する独立行政法人等並びに地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいい、公務員については一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わない。したがって、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しないものは含まれない。

(2) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体その他の地方の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、この規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、この規定の対象となる情報ではない。

(3) 「公務員等の職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう。

(4) 「公務員等の氏名」は、原則としてこの号では非公開とはならない。ただし、氏名を公開することにより当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合は、その氏名を非公開とすることがあ

る。

また、特例として、警察職員のうち、その職務の性質上、氏名を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者については、その氏名を非公開とする。（参考：島根県情報公開条例施行規則第3条）

（運用）

この条例は、請求者のいかなるかを問わず公開するかどうかの判断を行うものであり、個人に関する情報について本人が公開請求をした場合は、本人でない者からなされた公開請求と同様に取り扱う。したがって、当該情報がこの号に該当する限り非公開とする。

（この号の対象となる情報の具体例）

1 警察職員の氏名の情報

警察職員のうち警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職（これに相当する職を含む。）の氏名の情報に該当しない職の氏名の情報であっても、当該情報を公開することにより、当該警察職員又はその家族に危害が加えられるおそれや嫌がらせ等を受けるおそれがあるなど、公共安全等情報（条例第7条第4号）に該当する場合は、非公開とする。

また、島根県公安委員会、島根県警察本部長が保有する公文書に記載されている警察庁及び本県以外の都道府県警察職員の氏名については、警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

2 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 公開請求から公開決定までの間に、報道機関により、頻繁に、被疑者（被告人）が特定される内容の報道がなされている場合

(2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

ア 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

法人等情報（条例第7条第3号）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。

イ 行政機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人に通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

（趣旨）

- 1 この号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 この号ただし書は、法人等又は事業を営む個人はその活動が社会的に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められていることから、公益上の必要から公開することが認められる情報については、公開することができることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (1) 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人その他法人格を有する、独立行政法人等を除くすべての団体をいう。
- (2) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等の権利能力なき社団のみならず、団体の代表者や規約が定められ、外形的に団体とみなされるものをいう。

- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の

2 第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

4 ただし書について

この号本文に該当し、通常は非公開とされる法人等又は事業を営む個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報が記録された公文書を公開しなければならないとしたものである。

なお、このことは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に対し現実に支障を生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断すべきものである。

5 「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することにより、これらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

なお、この「権利」には財産権だけではなく、宗教法人における信教の自由、学校法人における学問の自由等の非財産的権利も含まれるものである。

6 「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えるとはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

7 「行政機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

8 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使すること

なく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

- 9 「公にしない」とは、この条例に基づく公開請求に対して公開しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しないとの意味である。また、特定の行政の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。
- 10 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもよいことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、第1号には当たらない。

(運用)

実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報については、当該法人等に対し、条例第15条に基づく意見書提出の機会を与えた上で、この号を含めた条例第7条各号に掲げる非公開情報の該当性を判断するものとする。

(この号の対象となる情報の具体例)

- 1 営業活動を行っている法人等については、事業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は、公開とする。また、当該法人等の取引金融機関口座、事業者印、代表者印、検査印等は、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して公開すべき相手方を限定する利益を有する情報として認められない限り、公開する。

なお、この基準は、事業を営む個人のうち営業活動を行っているものについても適用する。

- 2 入札に関する文書（有資格者名簿、総合評価技術審査に関する書類等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、この号に該当し非公開とする。

また、承認函、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、この号に該当し非公開とする。

- 3 警察がd企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、この号に該当し非公開とする。

公共安全等情報（条例第7条第4号）

- (4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（趣旨）

- 1 この号は、公共安全と秩序を維持する観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、公開することにより犯罪の予防、鎮圧等に支障があると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。
- 2 風俗営業の許認可、交通の規制、運転免許の発給、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれがない情報については、この号の対象とはならず、第6号の事務事業に関する情報により、公開・非公開の判断がなされるべきものである。

（解釈）

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、この号に該当しない。
- 2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 4 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証・公判準備などの活動を指す。
- 5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公開

することにより保護観察等に支障を及ぼすおそれがあるものは、この号に該当する。

- 6 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、この号に含まれる。

また、公開することによりテロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるものや被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがあるものも、この号に含まれる。

- 7 「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由のある情報」

公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当な理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、実施機関の第一次的な判断を尊重することを定めたものである。

（この号の対象となる情報の具体例）

- 1 実施機関の保有する情報の中でこの号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- (1) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公開することにより当該活動に支障を生ずるおそれがあるもの
- (3) 公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがあるもの
- (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難にするおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- (8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記趣旨2のとおりこの号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がすべてこの号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるものや、これらの犯罪を容易にするおそれがあるものであれば、この号に該当し非公開とする。

3 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公開することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢

力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、この号に該当し非公開とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等本県警察、警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は、公開する。

審議、検討又は協議等に関する情報（条例第7条第5号）

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

（趣旨）

- 1 この号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報についての非公開情報としての要件を定めたものである。
- 2 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的からは、可能な限り公開されるべきである。しかしながら、これらの情報の中には、公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とする趣旨である。

（解釈）

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいう。県の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。なお、「国」も同様である。
- 2 「他の地方公共団体」とは、島根県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県の機関の内部
 - (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部
 - (3) 県の機関の相互間

(4) 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の相互間

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の相互間

4 「審議、検討又は協議等に関する情報」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のほか、これらに当たって行われる調査、研究、打合せ、意見交換、企画、相談、照会、回答等に関連して実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、審議、検討等の場における発言内容が公開されると発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の非公開情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

6 「県民等の間に不当な混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公開されることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府において取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公開すれば買占め、売惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

7 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、5と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されたために、土地の買占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が公開されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

8 「不当」とは、審議、検討又は協議に関する情報に照らし、検討段階の情報を公開することによる利益と支障を比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

9 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、この号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関してこの号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、この号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的にこの号に該当する可能性が低いものと考えられる。

(運用)

合議制機関に関する情報の公開・非公開については、当該合議制機関の議事運営規則や議決等によって決定されるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、個別具体的にこの号の要件に該当するかどうかを判断しなければならない。

事務、事業に関する情報（条例第7条第6号）

- (6) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(趣旨)

- 1 この号は、県の機関、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。
- 2 この号のアからオまでは、県の機関、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務・事業の内容及び性質により分類し、それぞれについて公開することにより生ずる典型的な支障を示したものである。

(解釈)

- 1 県等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公開することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものについては、非公開とする合理的な理由がある。
県等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公開することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、その実益も乏しい。したがって、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情

報であって、公開することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものを含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

- 2 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公開することにより、その適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるもの等「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれ」があり得る。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。
- 4 「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。また「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

5 第6号ア

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務若しくは事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づい

て評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公開すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいをするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細な情報のように、これを公開すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することとなるようなものは、非公開とする。

6 第6号イ

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 「県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ」
県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公開することにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公開することにより、当事者として認められるべき地位を害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。

7 第6号ウ

県等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれに該当し、非公開とする例としては、次のものが考えられる。

- (1) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報など、一定の

期日以前に公開することにより、成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に利益や不利益が生ずるおそれ

- (2) 試行錯誤の段階のものについて、公開することにより自由な発想、創意工夫や研究意欲が妨げられ、減退するなど能率的な遂行を阻害するおそれ

8 第6号エ

県等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

9 第6号オ

国又は地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。）に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等情報と同様の考え方でその正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを非公開とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その公開の範囲は第3号の法人等情報とは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関する情報の非公開の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

（この号の対象となる情報の具体例）

1 試験問題

警察学校その他の場所で行う試験の問題又は昇任試験問題については、実施前は非公開とする。また、実施後においても、短答択一式問題については、公開すると類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生ずることから、非公開とする。

なお、試験問題の内容によっては、公共安全等情報（条例第7条第4号）に該当する場合もある。

2 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の

規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公開することにより検定事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものは、この号に該当し非公開とする。

行政機関等匿名加工情報（条例第7条第7号）

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（解釈）

- 1 この号における「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報のうち、同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものをいう。
- 2 「個人識別符号」とは、情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第2条から第4条までに定めるとおりである。

第3 部分公開（条例第8条）の基準

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（趣旨）

- 1 第1項は、原則公開の趣旨から、公開請求のあった公文書に非公開情報が記録されている場合でも、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、公開可能な部分だけでも公開することを定めたものである。
- 2 第2項は、個人に関する情報であっても、氏名その他の個人識別性のある部分を除くことにより公開することが可能な場合もあり、このような場合には、例外的に公開することを定めたものである。

（解釈）

1 非公開情報が記録されている場合の部分公開（第1項）

(1) 「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合」

1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第7条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務を定めているが、この項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合に、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該公文書のどの部分に非公開情報が記載されているかという記

載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分公開の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非公開情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には非公開情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分公開の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合などでは、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、公開すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、非公開部分と公開部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する

(3) 「当該部分を除いた部分を公開しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ この項は、義務的に公開すべき範囲を定めているものであり、部分公開の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関のこの条例の目的に沿った裁量にゆだねられてい

る。すなわち、非公開情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非公開情報を公開した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの非公開情報を構成する一部が公開されることになるとしても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであれば、実施機関の非公開義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、公開をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、公開請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分公開（第2項）

(1) 「公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非公開情報ではない情報の記載部分の公開義務を規定しているが、一まとまりの非公開情報のうちの一部を削除した残りの部分を公開することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの非公開情報を構成するものである。他の非公開情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非公開情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非公開とすることから、氏名等の部分だけを削除して残りの

部分を公開しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分公開とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2号本文の後半部分）には、特定の個人を識別することとなる情報が含まれていないためである。

公開請求に係る公文書に条例第7条第2号本文の後半部分の情報が記録されている場合においては、他の非公開情報の類型と同様に、当該情報が記録されている部分を除いた部分を公開することとなる。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することによりだれの情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等は、公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分公開の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分公開の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第2号に規定する非公開情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の非公開情報の規定に該当しない限り、当該部分は公開されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非公開とする。

なお、個人を識別することができる要素は、条例第7条第2号ア～ウのいずれかに該当しない限り、部分公開の対象としない。

第4 公益上の理由による裁量的公開（条例第9条）の基準

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（趣旨）

この条は、非公開情報であっても、個別具体的な場合において、非公開とすることの利益よりも公開することの公益性が上回るときは、実施機関の高度の裁量的判断により公開できることを定めたものである。

（解釈）

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報に関する規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときをいう。非公開情報を公開する公益性を判断するに当たっては、それぞれの非公開情報の性質及び内容を考慮し、非公開とすることによる利益と公開することによる公益とを比較衡量する。特に、個人に関する情報については、個人の人格的な利益等に十分な配慮をする。

第5 公文書の存否に関する情報（条例第10条）の基準

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（趣旨）

公文書の公開請求に対する実施機関の決定は、その公文書が存在するか否かを明らかにした上で行うことが原則であるが、この条は公文書そのものの存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めたものである。

（解釈）

この条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ非公開決定を行うことになる（第11条参照）。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとするものである。

- 1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。公開請求に含まれる情報と非公開情報該当性が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第2号）
 - (2) 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
 - (3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
 - (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
 - (5) 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第4号）
 - (6) 買占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
 - (7) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）
- 2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」

公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、島根県行政手続条例第8条の規定により、処分の理由を示すこととする。提示すべき理由の程度としては、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものとする。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することとする。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否する。公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになるからである。

第6 他の法令等による公開の実施との調整（条例第17条）の基準

第17条 実施機関は、法令又は他の条例（以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（趣旨）

この条は、法令又は他の条例に公文書の公開が定められている場合のこの条例との調整について定めたものであり、公開請求に係る公文書が、他の法令等により閲覧等又は謄本等の交付が認められている場合においては、この条例に基づいては、当該法令等が定めている方法と同一の方法では当該公文書の公開を行わないこととするものである。

これは、他の法令等により文書の閲覧等についての手続が定められている場合には、それと同一の方法の場合においては、この条例において重ねて公開を認める必要がないからであり、この条例が公文書の閲覧等の「一般法」であるという性格を表しているものである。

（解釈）

他の法令等に公文書の閲覧等について定めがある場合であっても、例えば、次のような場合についてはこの条例を適用する。この場合は、その法令等の趣旨を踏まえ、非公開情報（第7条各号）等に該当するかどうかを判断する。

- (1) 法令等が閲覧等の対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公開の請求があったとき（例：土地区画整理法第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係人のみ））。
- (2) 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、その期間外に公文書の公開請求があったとき（例：都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公示の日から2週間））。
- (3) 法令等が閲覧等の対象公文書の範囲を限定している場合において、その公文書以外の公文書の公開請求があったとき（例：特定非営利活動促進法第29条第2項の規定による特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧（過去3年以内に提出を受けたもの））。

- (4) 法令等が閲覧又は縦覧の手續についてのみ定めている場合において、公文書の写しの交付の請求があったとき（例：公職選挙法第192条第4項の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧）。
- (5) 法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手續についてのみ定めている場合において、公文書の閲覧の請求があったとき（例：漁船法第21条の規定による漁船登録原簿）。

第7 適用除外（条例第38条）の基準

第38条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

（趣旨）

この条は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の適用が除外されている公文書については、条例の適用も除外することを定めたものである。これは、整備法（行政機関の保有する情報の公開に関する関係法律の整備等に関する法律）において、登記、特許、刑事訴訟手続の制度等公文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合は、その取扱いを当該制度に委ねることが適当であると判断され、情報公開法の適用を除外することとされていることから、条例においても国の制度との調整を図ろうとするものである。

「訴訟に関する書類」について

1 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この規定を受けて、条例においては、第38条に、情報公開法の規定が適用されないこととされた公文書については条例の規定も適用しない旨が規定されたところである。

この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

情報公開法の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、

司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

2 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開法及び条例の適用除外であると判断する。

3 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等に服させることが妥当であることから、情報公開法及び条例の適用除外であると判断する。

4 行政文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開法及び条例の適用除外であると判断する。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとはみなされることから、情報公開法及び条例の適用対象であると判断する。

第8 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開する。ただし、記載内容中に条例第7条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。

非公開とする情報としては、次のような例が考えられる。

- ア 捜査中の事件に関する情報等公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがあるもの（条例第7条第4号）
- イ 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公開することにより、発言者の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがあるもの（条例第7条第4号）
- ウ 発言者の発言内容や氏名を公開することにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合における当該発言内容又は氏名（条例第7条第5号）

2 予算執行関係文書

予算執行関係文書についての公開・非公開を判断するときは、条例第7条各号の規定について、厳格にその適用を判断するほか、個々の情報に照らして判断する。

予算執行関係文書における公開・非公開の基準の代表的なものは、次に例示するとおりであるが、これらの例示に属しないその他の情報に関しては、条例の趣旨及び規定に照らして、厳格にその公開・非公開を判断する。

(1) 共通事項

ア 警察職員の個人情報

予算執行関係文書における警察職員の個人情報は、この基準第2（条例第7条第2号）によるほか、次による。

- (ア) 警察職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての警察職員について非公開とする。
- (イ) 職員番号及び債権者コードは、当該警察職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして非公開とする。

イ 警察との取引事業者に係る情報

予算執行関係文書における警察との取引事業者に係る情報の取扱いは、この基準第2（条例第7条第3号）によるほか、取引事業者を特定する情報であって、公開することにより、犯罪捜査等の警察

活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該事業者又は事業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、公共安全等情報（条例第7条第4号）に該当し、非公開とする。

このような取引事業者の例としては、次のものが挙げられる。

(ア) 警察庁舎に出入りする取引事業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から事業者名を公開することができないと認められるもの

(イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している事業者

(ウ) 特殊な装備の納入事業者

(2) 旅費に関する事項

旅費の支出に関する予算執行関係文書については、個別の犯罪捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、公開する。ただし、個人情報（条例第7条第2号）に該当する部分を除く。

なお、旅費の支出に関する予算執行関係文書については、旅費の予算区分（活動旅費、一般旅費等）の別に応じて一律に公開・非公開を判断するのではなく、個々の旅行の目的、実態に照らし、公開することにより、個別の犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断する。

(3) 食料費に関する事項

食料費に関する予算執行関係文書についての公開・非公開は、食料費の支出に関する公開基準（平成11年8月6日島根県公告）により判断し、個別の犯罪捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは公開する。

(4) 犯罪捜査協力報償費に関する事項

犯罪捜査協力報償費の支出に関する予算執行関係文書についての公開・非公開は、この基準第2（条例第7条第4号）によるほか、次による。

ア 個別の執行に係るものは非公開とする。

イ 年度別の所属別執行額を示すものは公開する。

ウ 月別の所属別執行額を示すものは、当該月の終了後3年を経過したものについては、公開する。

(5) 入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、条例

第7条第6号（事務、事業に関する情報）に該当し、非公開とする。
ただし、次により公表するものについては、公開する。

ア 島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程に基づき契約締結後公表するもの

イ 建設工事の予定価格の事前公表の試行に関する事務取扱要領に基づき入札執行前に公表するもの

ウ 財産（不動産）の売払いに係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要領に基づき入札執行前に公表するもの

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

島根県警察の職員数に関する情報は、原則として公開する。ただし、公開することにより、犯罪を企図する者が、警察の能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講ずることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものは非公開とする。

ここでいう警察の能力とは、例えば、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報収集能力や、テロ行為等人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処能力をいう。

4 犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報等）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非公開とする。

なお、公開請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報とする。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

この審査基準第2（条例第7条第2号及び第4号）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の非公開事由に該当するか否かを個別に判断する。

非公開事由のうち、公共安全等情報（条例第7条第4号）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公開することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがあるもの

(イ) 公開することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公開すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムの情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公開することにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当し、非公開とする。